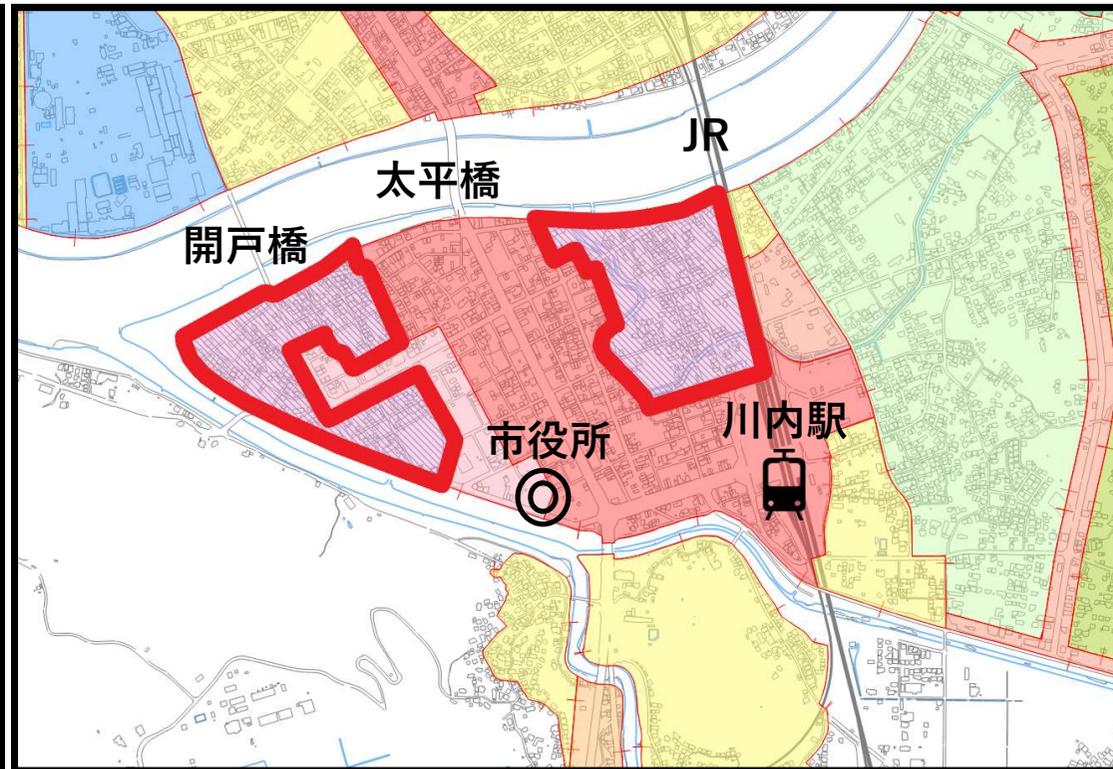
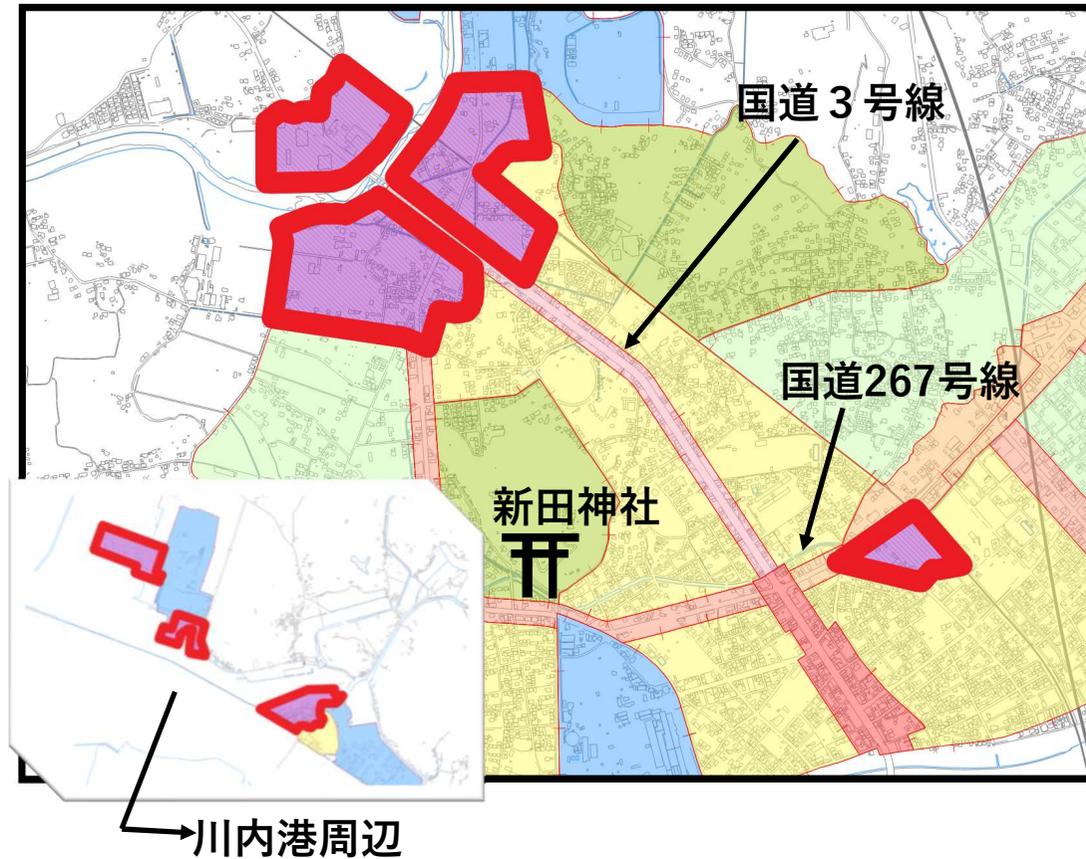


特別用途地区の位置

特定建築物制限地区

複合系市街地形成促進地区



※市HPの地図情報サービスでもご確認いただけます。

特別用途地区の制限内容について

法：建築基準法

	特定建築物制限地区	複合系市街地形成促進地区
制限内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	<ol style="list-style-type: none">1.法別表第2（へ）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる建築物2.法別表第2（と）項第3号及び第4号に掲げる建築物

特別用途地区の制限内容の例

	特定建築物制限地区	複合市街地形成促進地区
制限内容	<p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none">●大規模集客施設（床面積1万㎡超）●劇場、映画館、演芸場、観覧場●倉庫業倉庫●安全性や環境を悪化させるおそれのある工場等●150㎡を超える自動車修理工場●一定量以上の危険物の貯蔵又は処理施設等

特別用途地区の制限内容の例（一部）

	特定建築物制限地区	複合系市街地形成促進地区
制限内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。	<ul style="list-style-type: none">●劇場、映画館等●倉庫業を営む倉庫●店舗、飲食店等で、床面積の合計が1万㎡を超えるもの●工場（危険性や環境悪化のおそれ非常に少ないものを除く）●危険物の処理・貯蔵施設（量の非常に少ないものを除く）

※詳細は建築住宅課（内線3643）にお問い合わせください。